

○新発田市新規創業支援資金融資あっせん要綱

平成28年6月29日

告示第203号

新発田市新規創業支援資金融資あっせん要綱を次のように定め、平成28年4月1日から実施した。

(趣旨)

第1条 この要綱は、創業者等が行う事業に必要な資金の融資あっせんを行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する中小企業者をいう。

2 この要綱において「創業者等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの
- (2) 事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの
- (3) 中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの
- (4) 事業を営んでいない個人が事業を開始した場合であって、その開始日以後5年を経過していないもの
- (5) 事業を営んでいない個人により設立された会社又は法人であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
- (6) 会社又は法人が設立した新たな会社又は法人であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
- (7) 第4号に規定するものであって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、その事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの

(平成29告示250・令和3告示293・一部改正)

(融資対象者)

第3条 新発田市新規創業支援資金の融資のあっせんを受けることができる者は、市税（市内に転入を予定する者は、従前地での市町村税）を完納している者であって、別表第1に

定める業種を営もうとする又は現に営んでいるもののうち、次の各号のいずれかに該当する創業者等とする。

- (1) 前条第2項第1号及び第2号に規定する者 市内に居住する者又は市内に転入を予定し、市内で事業を営もうとする者
- (2) 前条第2項第3号に規定する者 新たに設立する会社について市に法人設立・設置（新設）申告をしようとする者
- (3) 前条第2項第4号に規定する者 市内に住所を有し、市内で事業を営んでいる者
- (4) 前条第2項第5号に規定する者 市に法人設立・設置（新設）申告をしている者
- (5) 前条第2項第6号に規定する者 新たに設立した会社について市に法人設立・設置（新設）申告をしている者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱に基づく融資を受けることができない。

- (1) 貸付金の返済能力がないと認められる者
 - (2) 金融機関から取引停止処分を受けている者
 - (3) 新潟県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行が完了しない者
 - (4) 設備資金については、融資対象の工事又は設備設置が完了している者
 - (5) その他市長が適当でないと認めた者
- (取扱金融機関)

第4条 この要綱に基づく融資を取り扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）は、別表第2に定めるとおりとする。

(融資資金の預託)

第5条 市長は、融資に必要な資金として、予算に定める範囲内の金額を取扱金融機関に預託をするものとし、その適正な運用を期すため、契約を締結するものとする。

(融資の条件)

第6条 融資の条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 資金使途 創業者等が行う事業に必要なとなる運転資金及び設備資金（土地取得のための資金及び新会社設立のための資本金を除く。また、市内に設置するものに係る資金に限る。）
- (2) 融資限度額 2,000万円
- (3) 融資期間 運転資金にあつては、5年以内（据置期間1年以内を含む。）とし、設備資金にあつては、7年以内（据置期間1年以内を含む。）とする。

(4) 融資利率 市長が取扱金融機関と協議の上定める利率

(5) 返済方法 原則として毎月元金均等償還とし、利息は残債方式をとる。

(6) 連帯保証人及び担保 取扱金融機関と協議の上必要に応じ徴する。

(申込み)

第7条 融資を受けようとする者は、新発田市新規創業支援資金融資あっせん申込書（別記第1号様式）（以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

(申込みの制限)

第8条 この要綱による融資を受けている者が、再びこの要綱による融資のあっせんを受けようとする場合は、融資限度額（既借入残額を含む。）を超えてはならないものとする。

(融資のあっせん等)

第9条 市長は、第7条の申込書の提出があった場合は、速やかに記載内容を審査の上、取扱金融機関と協議の後、融資のあっせんの可否を決定するものとする。

2 市長は、融資のあっせんを決定したときは、新発田市新規創業支援資金融資あっせん通知書（別記第2号様式）により速やかに取扱金融機関に通知するとともに、新発田市新規創業支援資金融資あっせん決定通知書（別記第3号様式）により申込人に通知し、却下の決定をしたときは、新発田市新規創業支援資金融資あっせん却下通知書（別記第4号様式）により申込人及び取扱金融機関に通知するものとする。

(融資条件の変更)

第10条 前条第2項の規定により融資あっせんの決定を受けた者（次項において「あっせん決定者」という。）が、融資あっせんの決定を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更について当該融資を行った取扱金融機関及び新潟県信用保証協会と協議し、当該融資を行った取扱金融機関を経由して、融資条件変更申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、これを審査し、融資条件変更承認（却下）通知書（別記第6号様式）により、あっせん決定者に通知するものとする。

(平成29告示250・追加)

(貸付けの実行等)

第11条 取扱金融機関は、資金の貸付けに当たって、市長が適当であると認めた場合は、その決定を尊重し、融資を行うものとする。

2 貸付金に係る債権管理、回収その他の事務は、全て取扱金融機関の責任において行うものとする。

3 貸付手続及び担保の徴収については、取扱金融機関の一般事務の例によるものとする。

(平成29告示250・旧第10条繰下、令和2告示47・一部改正)

(報告)

第12条 取扱金融機関は、毎月末現在の貸付及び償還状況を市長に報告するものとする。

2 市長は、貸付金の使途について必要と認めるときは、貸付けを受けた者から報告を徴し、又はその者に対し必要な指示をすることができる。

(平成29告示250・旧第11条繰下)

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平成29告示250・旧第12条繰下)

前 文 (平成29年告示第250号) 抄

平成29年4月1日から実施した。

前 文 (令和2年告示第47号) 抄

告示の日 (令和2年3月5日) から実施する。

前 文 (令和2年告示第262号) 抄

令和3年1月1日から実施する。

前 文 (令和3年告示第293号) 抄

令和3年8月2日から実施した。

前 文 (令和4年告示第5号) 抄

告示の日 (令和4年1月12日) から実施する。

前 文 (令和6年告示第38号) 抄

令和6年3月1日から実施する。

別表第1 (第3条関係)

	対象業種 (大分類名)	左のうち除外する業種 (中分類名)
統計法 (平成19年法律第53号) 第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める次	鉱業、採石業、砂利採取業	
	建設業	
	製造業	
	情報通信業	
	運輸業、郵便業	
	卸売業、小売業	
	不動産業、物品賃貸業	

の分類に属する業種	学術研究、専門・技術サービス業	
	宿泊業、飲食サービス業	
	生活関連サービス業、娯楽業	娯楽業
	教育、学習支援業	
	医療、福祉	
	サービス業（他に分類されないもの）	政治・経済・文化団体及び宗教

備考 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業は除くものとする。

別表第2（第4条関係）

（令和2告示47・令和2告示262・令和4告示5・令和6告示38・一部改正）

取扱金融機関名	所在地
株式会社第四北越銀行新発田支店	新発田市中央町3丁目1番5号
株式会社第四北越銀行新発田西支店	新発田市住吉町3丁目4番28号
株式会社第四北越銀行中条中央支店	胎内市本町3番34号
株式会社第四北越銀行新発田中央支店	新発田市中央町3丁目1番5号
株式会社第四北越銀行新発田住吉町支店	新発田市住吉町1丁目2番8号
株式会社大光銀行新発田支店	新発田市諏訪町2丁目4番22号
株式会社大光銀行新発田西支店	新発田市西園町1丁目3番4号
株式会社きらやか銀行新発田支店	新発田市中央町3丁目3番5号
株式会社きらやか銀行新発田西支店	新発田市中央町3丁目3番5号
新発田信用金庫本店	新発田市中央町3丁目2番21号
新発田信用金庫緑町支店	新発田市緑町3丁目4番32号
新発田信用金庫西支店	新発田市住吉町3丁目3番30号
新発田信用金庫加治支店	新発田市三日市222番地1
新発田信用金庫紫雲寺支店	新発田市稲荷岡2086番地10
新潟県信用組合新発田支店	新発田市大手町1丁目6番4号
新潟県信用組合月岡支店	新発田市月岡温泉605番地1
北新潟農業協同組合新発田支店	新発田市大手町5丁目2番28号
北新潟農業協同組合中央支店	新発田市島潟1184番地1

北新潟農業協同組合加治支店	新発田市下中26番地2
北新潟農業協同組合豊浦支店	新発田市下飯塚5番地1
北新潟農業協同組合紫雲寺支店	新発田市真野原外2961番地1

別記第1号様式(第7条関係)

新発田市新規創業支援資金融資あっせん申込書

年 月 日

(宛先)新発田市長

新発田市新規創業支援資金融資あっせん要綱に基づき、次のとおり融資のあっせんを受けたいので申し込みます。

(申込人) フリガナ 事業所名 フリガナ 代表者氏名		営業開始		年 月 日	
		法人設立 (法人の場合)		年 月 日	
事業所所在地	電話() —	従業員数		人	
代表者住所 (個人の場合)	電話() —	業種		主な取扱品	

1 新規創業事業について

商 号		業 種	業
所 在 地		主 な 取 扱 品	
営業開始 (又は予定)	年 月 日	従 業 員	人
出店の動機目的、 今後の事業計画			

2 申込人の概要((1)又は(2)のどちらか一方を記入)

(1) 新規創業する人及び創業後6か月に満たない人

現在(直近)の勤務	勤務先名		業 種 ・ 職 種	
	所 在 地			
	勤 務 期 間	年 月 から 年 月 まで 年 か月間		
申込人の職歴	年 月	事 柄		

営 業 計 画	項 目		金 額 (千 円)	各項目の算出根拠(具体的に記入)
	売 上 高 ①			①・・・
	売 上 原 価 ②			②・・・
	経 費	人 件 費 ③		③・・・
		家 賃 ④		④・・・
		水道光熱費等 ⑤		⑤・・・
		その他() ⑥		⑥・・・
	合 計 ⑦			
	利 益 ⑧			①－②－⑦
	借 入 金 返 済 ⑨			
	実 質 利 益			⑧－⑨

法人設立の場合	資 本 金	千円	設 立 予 定 日	年 月 日
許認可が必要な業種の場合	許 認 可 番 号			

(2) 新規創業後6か月以上で5年を経過していない人

(年 月 日現在)

資 産			負 債		
現 金 ・ 預 金	千円		借 入 金	千円	
受 取 手 形			割 引 手 形		
売 掛 金			支 払 手 形		
手持商品・材料			買 掛 金		
			未 払 金		
土 地 ・ 建 物					
機 械 ・ 器 具			資 本 金		
車 両 運 搬 具			そ の 他		
そ の 他					
計			計		

	年度(年 月 日 ～ 年 月 日)	年度(年 月 日 ～ 年 月 日)	年度(年 月 日 ～ 年 月 日)
売 上 高 (年 商 高)	千円	千円	千円
粗 利 益 (売 上 総 利 益)			
純 利 益 (税 引 後 所 得)			

3 申込内容について

借入希望金融機関		申 込 金 額	円
借 入 期 間	年 箇月	借 入 希 望 日	年 月 日
資 金 使 途	1 運転資金 2 設備資金	返 済 方 法	1 割賦返済 2 一括返済

4 資金使途及び資金調達計画

開 業 に 必 要 な 資 金 の 使 途 計 画			資 金 調 達 計 画	
運 転 資 金	1 商品(材料)仕入資金	円	新発田市新規創業支援資金 円	
	2 買掛金(手形)決済資金	円	市中金融機関	
	3 諸経費支払資金(具体的に記載)	円		
	4 その他(具体的に記載)	円		
設 備 資 金	購入備品名	円		
	着工(購入)予定日	年 月 日	自己資金	
	完成(設置完了)予定日	年 月 日	そ の 他	
合 計 (a)			合 計 (=a))	

5 連帯保証人(金融機関と協議の上、必要により)

氏 名	住 所	年 齢	続 柄	職 業・勤 務 先	不 動 産	前 年 収 入
					土 地 建 物	㎡ ㎡ 千円
					土 地 建 物	㎡ ㎡ 千円

- 6 添付書類（書類不備がないようお願いします。）
- ☐ 申込時において居住地である市町村の市町村税納税証明書

1 通
- ☐ 決算書・試算表（創業後 6 か月以上営んでいるもの）

1 通
- ☐ 見積書・契約書の写し（設備資金の場合）

1 通
- ☐ 設計図・カタログ（設備資金の場合）

1 通
- ☐ 開業する業種が許認可を必要とする場合は、許認可を受けたことを証する書類
（新規創業する人及び創業後 6 か月に満たない人）

1 通
- ☐ 市内に居住することの確約書（市外に住所がある個人）

1 通
- ☐ 登記簿謄本及び営業証明書の写し（市外に住所がある法人）

1 通
- ☐ その他

金融機関記入欄	申込みについて検討した結果、下記の条件にて融資に応諾します。 金融機関名（支店長又は営業部長名） 年 月 日 （担当者名）				
	融資に応諾した理由、金融機関の所見等				
	貸付金額		円	利率	年利 %
	貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 箇月（据置 箇月を含む）		連帯保証人	1 申込みのとおり 2 保証人 名追加
				担保	
	返済方法				
	県信用保証協会の保証		有 ・ 無		その他の融資条件等

第2号様式（第9条関係）

新発田市新規創業支援資金融資あっせん通知書

年 月 日

様

新発田市長



年 月 日付け、 に係る標記の申込みについて、
下記のとおり融資願いたくあっせんいたします。

記

- 1 貸付金額 円
- 2 資金使途
- 3 貸付期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 償還方法 原則として毎月元金均等償還及び利息残債方式
- 5 連帯保証人・担保 金融機関と協議のとおり
- 6 信用保証 有 ・ 無
- 7 融資利率 年利 %
- 8 有効期限

第3号様式（第9条関係）

新発田市新規創業支援資金融資あっせん決定通知書

年 月 日

様

新発田市長



年 月 日付けで申込みのあった標記について、下記のとおり決定しましたので、
で手続されるよう通知いたします。

記

- 1 貸付金額 円
- 2 資金使途
- 3 貸付期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 償還方法 原則として毎月元金均等償還及び利息残債方式
- 5 連帯保証人・担保 金融機関と協議のとおり
- 6 信用保証 有 ・ 無
- 7 融資利率 年利 %
- 8 有効期限

第4号様式（第9条関係）

新発田市新規創業支援資金融資あっせん却下通知書

年 月 日

様

新発田市長



年 月 日付けで申込みのありました標記について、次の理由により却下になりましたので通知します。

理由

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

(宛先)新発田市長

住 所
名称 (商号)
代 表 者 名
電 話 番 号 ()

融資条件変更申請書

年 月 日付けで融資あっせんの決定を受けた新発田市新規創業支援資金について、下記のとおり変更したいので承認いただきますよう申請します。

融 資 内 容	取 扱 金 融 機 関	支 店		信 用 保 証	有 ・ 無
	融 資 額	千円	融資残高	円	
	融 資 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (カ月)			
	据 置 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (カ月)			
変 更 内 容	変 更 す る 項 目 (該当する項目に○)	融資期間延長 据置期間延長 元金返済猶予			
	変 更 後 の 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (カ月)			
	変 更 後 の 返 済 方 法				
	備 考				

※添付書類 (1)取扱金融機関の意見書 (2)事業計画書

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

様

新発田市長

融資条件変更承認（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった融資条件変更申請について、下記のとおり承認・却下したので通知します。

記

1 変更承認事項

(1) 変更する事項

(2) 変更後の期間 年 月 日～ 年 月 日

(3) 変更後の返済条件

2 却下の理由

別記第 1 号様式（第 7 条関係）

（令和 2 告示 2 6 2 ・令和 3 告示 2 9 3 ・一部改正）

第 2 号様式（第 9 条関係）

第 3 号様式（第 9 条関係）

第 4 号様式（第 9 条関係）

第 5 号様式（第 1 0 条関係）

（平成 2 9 告示 2 5 0 ・追加、令和 2 告示 2 6 2 ・令和 3 告示 2 9 3 ・一部改正）

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

（平成 2 9 告示 2 5 0 ・追加）